

いしかわイノベーション創造ネットワーク事業業務委託仕様書

1. 概要

変化が激しい環境下で、企業が持続的な成長を実現するためには、変化を恐れず挑戦し、自らの価値を創出するイノベーション力が不可欠である。また、企業のイノベーション促進には、革新的なアイデアや技術を有するスタートアップを含む多様な事業体との連携・共創が有用な手段である。

そこで、石川県では、経営者及び経営者候補を対象に、先進事例のケーススタディや支援者伴走型のワークショップ、及び他業種連携に踏み出した経営者との交流を通じ、事例やノウハウを習得することでイノベーションに向けた一歩を後押し、企業価値の向上（ブランディング）を図る。

また、自社の価値を整理しブランディングを強化することにより、求職者が抱く県内企業へのイメージが向上し、就職意欲の喚起につながることを期待する。

2. 委託業務期間

契約日から令和9年3月12日（金）まで

3. 委託業務の内容

（1）企画・調整業務

ア 事業の企画立案

・企画内容は以下を前提として立案すること。

①セミナー・交流会とワークショップ（3回程度を想定）

②他業種連携によるイノベーションを目的とした経営者のネットワーク構築事業（パネルディスカッションや交流会等を想定）

イ ワorkshopプログラム の策定

イノベーション促進に意欲的な経営者が事例を学びノウハウを習得できるワークショッププログラムを策定すること。

ウ 講師の選定及び調整用務

講師や関係者との情報共有及び事前打ち合わせを実施すること。

エ 会場選定及び確保

企画内容に適した会場を選定し確保すること。

オ 資料作成

投影用・配布用の講義資料の作成をすること。

（2）広報・募集用務

ア 参加者募集チラシの作成

イ ホームページ・SNS等による参加者募集の広報

ウ 参加者の募集及び受講状況の管理

（3）運営業務

ア 事業当日の設営・運営

イ 講師への謝金及び旅費の支払い

- ウ 会場使用料等の開催経費の支払い
- エ アンケート等の実施

(4) その他に本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取り組みを提案し、県と協議・連携の上実施する

4. 成果物の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 実績報告書

本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成すること。

なお提出は紙または電子データとし、必ず参加者アンケート結果を含むこと。

(2) 提出期限

成果物の提出は令和9年3月12日（金）を期限とする。

5. 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。ただし、県に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前払金を請求することができるものとする。

6. 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行うにあたっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7. 著作権等

(1) 著作（財産）権の所有

成果物及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、委託者に帰属する（ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物及び受託者又は第三者が従前から保有していた著作権を除く。）ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の産業振興に関する広報宣伝を目的とした改変および印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材への第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について

の交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係に係る留意事項の報告義務

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないように厳に注意すること。

8. 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、県はその責を負わないものとする。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、県や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合については、県と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。

(5) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、募集にあたり、再委託を行う場合には、あらかじめ書面による県の同意を得なければならない。